

食安輸発第1227003号  
平成18年12月27日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成18年12月22日付け食安輸発第1222001号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産そばから基準値を超えるメタミドホスを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくをお願いします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

#### 記

1. 製品検査の対象食品  
中国産そば（粉を含む。）
2. 検査の項目  
メタミドホス
3. 検査の頻度  
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法  
平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号別表2の3によること。  
ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。
5. 検査の方法  
平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。  
また、検体の調整については、平成18年12月25日付け食安基発第1225002号に留意すること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由  
基準値（0.01ppm）を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
7. 備考  
基準値を超えた場合にあつては、食品衛生法第11条違反として措置すること。